

市民フォーラム「るべき公文書管理を考える市民フォーラム」

アピール

1982年、山形県金山町にできた情報公開条例は全国各地の自治体に広がり、1999年には行政機関情報公開法が制定されるに至りました。私たちは、知る権利、説明責任の考え方を背景に持つ情報公開制度を用い、公文書を公開させ、行政、議会の無駄遣いを明らかにし、是正させてきました。

しかし、知る権利を実現するという観点から見ると、国・自治体における公文書管理のあり方は不十分なものであり、本来作られるべき公文書が作成されなかったり、保管されるべき文書が廃棄されるといったことが行われてきました。そのため、情報公開法・情報公開条例を使っても必要な公文書が開示されず、行政・議会による無駄遣いに十分光が当たらない今まで来ました。本市民フォーラムでは、そもそも公文書が存在せず、あるいはその存在が明らかにされないことから、公金の使途・公金支出を伴う事業実施の意思形成過程等公金の無駄遣いを監視するために不可欠な情報が市民から隠されてきた実態が明らかとなりました。

国レベルでは公文書管理条例が制定され、不十分ながら公文書管理に一定の進展が見込まれます。私たちは、同法制定を機に、地方自治体でも、各地の実情に応じつつ、知る権利保障の観点から以下の内容を最低限盛り込んだ公文書管理のルールを条例として制定することを求めます。

記

- 1 知る権利の保障を条例の目的として明示すること
- 2 意思形成過程情報、公金支出の用途を明らかにする情報を明らかにする文書の作成義務を規定すること
- 3 廃棄すべき文書の範囲を条例で具体的に定め、それ以外の文書は保存期間満了後直ちに公文書館等に移管すべきこと。公文書館等については既存の図書館等を有効活用すべきこと
- 4 文書廃棄に当たっては、市民に閲覧・意見提出の機会を与え、文書管理の専門家の判断を経た上で、首長の責任で廃棄すべきこと
- 5 公文書館等で保管される文書のうち、作成等の後30年以上経過した文書については、原則的に利用し得るとの規定をおくこと
- 6 公文書館等で保管される文書の利用請求権があることを明らかにすること
- 7 公文書の管理について、第三者機関が調査を行ない、建議等を行ない得るようにすること

2009年12月5日

市民フォーラム参加者一同

北海道・東北オンブズマンネットワーク